

京都市都市計画局週休二日工事実施要領
(令和7年7月改定版)

1 目的

本要領は、建設産業における労働者の労働環境の改善と中長期的な育成・確保を図ることを目的に、都市計画局が所管する工事における週休二日工事（以下「週休二日工事」という。）の実施に関し、必要な事項を定めたものである。

2 用語の定義

(1) 週休二日

ア 「月単位の週休二日」とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 「通期の週休二日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工期の始期から工期末までの期間をいう。

なお、以下の期間（以下「対象外とする期間」という。）は対象期間に含まない。

ア 年末年始休暇6日間（※）

イ 工場製作のみを実施している期間

ウ 工事全体を一時中止している期間

エ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

オ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

カ その他

※ 日数を変更する場合は、受発注者間で協議して決定した期間

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態も含む。

3 週休二日の達成基準

(1) 月単位の週休二日

月単位の週休二日の達成は、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下、「現

場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行ってれば、達成しているとみなす。

なお、現場閉所日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(2) 通期の週休二日

通期の週休二日の達成は、対象期間内の現場閉所率が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達していることをもって判断する。

上記(1)及び(2)において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不可能日についても、1日を通して現場が閉所された場合は、現場閉所日数に含める。

4 対象工事

都市計画局が発注する全ての建築工事、電気工事及び機械工事を対象とする。

ただし、工事担当課が週休二日工事に馴染まないと判断する場合は対象外とする。

5 発注方式

次の(1)又は(2)のいずれかによる。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 月単位の週休二日

ア 発注者指定方式

発注者が、月単位の週休二日に取り組むことを指定する方式

イ 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に月単位の週休二日に取り組む旨を発注者に対して届け出たうえで取り組む方式

※ 発注方式に関わらず、通期の週休二日は必須とする。

(2) 通期の週休二日

ア 発注者指定方式

発注者が、通期の週休二日に取り組むことを指定する方式

6 積算方法等

月単位の週休二日(5(1))の場合は、以下の方法により労務費を補正する。なお、通期の週休二日(5(2))の場合は補正を行わない。

(1) 補正方法

労務費(工事価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価の労務費)

に対し、補正を行う。

ア 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に 1.02 の補正係数を乗して補正する。(交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。)

イ 市場単価

別紙の補正率を用いた以下の式により補正する。

$$\text{市場単価} \times \text{補正率}$$

(2) 積算方法及び変更方法

ア 発注者指定方式

(1)により労務費を補正し工事費を積算して工事価格を作成する。

現場閉所の達成状況を確認し、「月単位の週休二日」が未達成の場合は、補正係数を徐し、請負代金額の内、労務費補正分を減額変更する。

なお、変更契約においては、京都市工事請負契約約款第 27 条の規定に基づき行うものとする。

イ 受注者希望方式

(1)により労務費を補正し工事費を積算して工事価格を作成する。

現場閉所の達成状況を確認し、「月単位の週休二日」が未達成の場合は、補正係数を徐し、請負代金額の内、労務費補正分を減額変更する。

また、工事着手前に月単位の週休 2 日に取り組むことについて協議が整わなかった場合(受注者が取組を希望しない場合を含む)については、契約締結後における直近の設計変更時に合わせる等により、補正係数を変更するものとする。

なお、変更契約においては、京都市工事請負契約約款第 27 条の規定に基づき行うものとする。

7 対象工事である旨等の明示

対象工事である旨等の明示は、設計図書への記載により行うものとする。

8 現場閉所の確認方法等

(1) 現場閉所の確認方法

ア 工事着手前

- ・ 受注者希望方式の場合、受注者は、「週休二日工事実施意向届出書」(様式 1)を監督員に提出する。ただし、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、契約単位ごとに実施の意向を確認し、週休二日に取り組む。
- ・ 監督員及び受注者は、「対象期間」の設定のため、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を協議により決定する。
- ・ 受注者は、契約工期開始後速やかに、現場閉所の予定日等を記載した実施工程表

(参考様式1)を作成し、監督員に提出する。また、概成工期も、実施工程表に明記する。監督員は、受領した実施工程表から現場閉所の予定日及び現場閉所率を確認する。

- ・ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所の予定日を調整する。

イ 工事着手後

- ・ 受注者は、三週間工程表など工程を記録した書類(参考様式2)に現場閉所日を記載し、監督員に提出する。月単位の週休二日の場合は、月ごとに現場閉所率を記載した書類(参考様式3-1)を監督員に提出する。また、監督員は、工事期間中を通じて、現場閉所状況を確認する。
- ・ 監督員は、工程の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所の予定日を記載した実施工程表等を受注者より受領し、現場閉所の状況を確認する。なお、分離発注工事の場合は、実施工程表等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

ウ 工事完了後

- ・ 受注者は、工事完了後、速やかに最終の達成状況を報告(参考様式3-1又は3-2)する。

(2) 工事成績評価

週休二日が達成された場合、工事成績評価の「2. 施工状況」「II. 工程管理」で評価する。また、月単位の週休二日を達成した場合は、「5. 創意工夫」「その他〈週休二日〉」において加点評価(発注者指定方式の場合は2点、受注者希望方式の場合は3点)する。

提出された工程表が通期の週休二日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休二日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「2. 施工状況」「II. 工程管理」において点数を減ずる措置を行うものとする。

(3) 週休二日工事である旨の見える化

受注者は、工事現場に週休二日工事である旨を仮囲い等に明示する。監督員は、明示前に、施設管理者等の承諾を得る。

9 週休二日工事の留意事項

- (1) 現場閉所の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (2) 監督員は、現場閉所の前日などに、現場閉所日に作業を発生させるような指示を行わないことや、受注者からの協議にはできる限り速やかに対応するなど、週休二日の取組を円滑に推進するよう配慮する。
- (3) 監督員及び受注者は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適

正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

- (4) 受注者は、受注者希望方式において、月単位の週休二日の実施を希望しない場合であっても、本工事に係る関連工事等の週休二日の達成に協力する。
- (5) 工期延長及び工事一時中止などが生じた際は、受注者は、監督員と協議し対象期間及び対象外とする期間を再設定する。
- (6) 週休二日工事であることを理由にした工期の変更は行わない。
- (7) 受注者は、工事完成後、速やかに下記ホームページに掲載するアンケート調査に協力する。

<https://kyotocity.form.kintoneapp.com/public/ca288e50f1bf0c8f0698>

附則

本要領は、令和7年7月以降に設計を行う工事から適用する。

京都市都市計画局週休二日工事実施要領における補正係数について

京都市都市計画局週休二日工事実施要領 6 (1)イに定める市場単価の補正係数は、以下のとおりとする。

表 A 建築工事の補正率

工種	補正率
土工事	1.01
鉄筋工事	1.01
コンクリート工事	1.01
型枠工事	1.01
防水工事	1.01
防水工事（シーリング）	1.01
金属工事	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	1.01
建具（ガラス）	1.01
建具（シーリング）	1.02
塗装工事	1.01
内外装工事	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	1.01

表E 電気工事の補正率

工種	摘要	補正率
配管工事	電線管、2 種金属線び 及び同ボックス	1.01
	ケーブルラック	1.01
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01
	プルボックス	1.01
	プルボックス用接地端子	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01

表M 機械工事の補正率

工種	摘要	補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.01
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンバー類	1.01
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02